

◎新潟県告示第988号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第105条第1項第2号ロの規定による加入区（区域及び区分）を次のように定める。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日が平成27年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

また、平成16年8月6日新潟県告示第1651号及び平成19年2月2日新潟県告示第194号は、廃止する。

平成27年7月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

加入区の名称	区 域	区 分
内佐渡加入区	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域	1 大型定置漁業 2 かにかご漁業及びえびかご漁業 3 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧赤泊漁業協同組合及び旧松ヶ崎漁業協同組合の地区の者が行う漁業 4 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧羽茂漁業協同組合の地区の者が行う漁業 5 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市江積及び田野浦の区域の者が行う漁業 6 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水及び琴浦の区域の者が行う漁業 7 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水、琴浦、江積及び田野浦を除く区域の者が行う漁業